

税務情報の登録方法

こんにちは、松下です。

今回は、アドセンスアカウントへの税務情報の登録について解説します。

あなたがこれからYouTubeで、アドセンス報酬を獲得するようになると、アドセンスアカウントに税務情報の登録が必要になります。もし、この登録をおこなってしまうと、莫大な税金を支払うことになりますので、最後までしっかりとご視聴ください。

それでは、張り切って参りましょう！

まずは、あなたのチャンネルにアドセンス報酬などの収益が発生すると、アドセンスアカウントに収益の受け取り手続きをすることになります。

そして、その手続きの中に「アメリカ合衆国の税務情報」という項目がありますが、この情報を登録することで、報酬の税金が免除されるようになります。

アメリカの税務情報というと、日本に住んでいる私達には関係ない

ように思えますが、YouTubeは、世界中の視聴者から見られているプラットホームなので、YouTubeでアドセンス報酬などの収益が発生した場合、このアメリカの税務情報を登録する必要があります。この情報を登録しないと、莫大な税金がかかるようになりますので、必ず登録するようしてください。

ちなみに、YouTubeで発生する税金は、アドセンス報酬だけではなく、YouTubeプレミアムやスーパーチャット、スーパースティックーズ、メンバーシップなど全ての収益が対象になり、税金は報酬から差し引かれる形で支払われます。

では、一体どのくらいの税金が引かれてしまうのでしょうか？税金は、次の3つの条件によって金額が異なります。

まずひとつ目は「税務情報を登録していない場合」、二つ目は「税務情報を登録し、租税条約による優遇措置を申請した場合」、そして三つ目は「税務情報を登録し、租税条約による優遇措置を受けられない場合」の3つになりますが、それぞれ詳しく見ていきましょう。

まずひとつ目の「税務情報を登録していない場合」ですが、こちら

は文字通り税務情報を登録していない場合になります。

こちらの税率は報酬額の24%になります。

例えば、あなたのチャンネルに1,000ドルの報酬が発生した場合、

24%の240ドルが税金として差し引かれることになります。

次に二つ目の「税務情報を登録し、租税条約による優遇措置を申請

した場合」ですが、こちらは税務情報を登録し、なおかつ租税条約

による優遇措置を申請した場合になります。

こちらの税率は0%になり、税金は全くかからないことになります。

す。

なので、通常はこちらを選択することになります。

ちなみに、租税条約による優遇措置というのは、国によっては受け

られない場合がありますが、日本では受けられるので安心してください。

さい。

そして最後に3つ目の「税務情報を登録し、租税条約による優遇措

置を受けられない場合」ですが、こちらは税務情報を登録し、租税

条約による優遇措置を受けられない場合になります。

こちらの税率は、アメリカの視聴者の30%になります。

アメリカの視聴者とは、YouTubeのアナリティクスを開くと、このように視聴者を国別で表示することができます。

例えば、このチャンネルの報酬が1,000ドルだったとしたら、アメリカ合衆国の視聴者は0.5%なので、その視聴者から発生した報酬は1,000ドルの0.5%で5ドルになります。

そして、5ドルの30%の1.5ドルが税金として差し引かれます。

以上が3つの税金パターンになりますが、通常日本では、税務情報を登録するだけで、租税条約による優遇措置を自動的に受けられるようになっているので、税金が無料になります。

なので、必ず税務情報の登録を行うようにしてください。

ではこれから、税務情報を登録する具体的な手順について解説しますが、この手続きは必ず、アドセンス報酬が発生した後に行ってください。

まずは、Google検索で「アドセンス」と検索をかけます。

すると、一番上位に「Googleアドセンス」というサイトが表示されるので、こちらをクリックします。

すると、Googleアドセンスのサイトが表示されるので、左上のログインをクリックします。

ログインしたら、左メニューの「お支払い」をクリックし、中央あたりの「設定を管理する」をクリックします。

すると、下のほうに「アメリカ合衆国の税務情報」という項目があるので、こちらの「税務情報の管理」をクリックし、「税務情報の追加」をクリックします。

すると、ログイン画面が表示されるので、パスワードを入力し「次へ」をクリックし、個人か法人かを選択し「次へ」をクリックします。

そして、米国に居住しているかどうかを選択し「次へ」をクリックすると、「W8の納税申告用紙タイプを選択」という項目が表示されるので、こちらは上の段の「W8 BEN」を選択し「次へ」をクリックします。

すると、納税フォームが表示されるので、「個人名」と「国籍」、そして「外国のTIN」を入力しますが、「外国のTIN」にはマイナンバーを半角で入力し「次へ」をクリックします。

そして、次に住所を入力しますが、郵便番号は半角で、都道府県以外の欄は英語で入力し、「送付先住所は定住所と同じである」にチェックを入れ「次へ」をクリックします。

住所の英語入力に関しては、Googleで「住所 英語入力」などと検索をかけると、たくさんのサイトが表示されるので、こちらをご利用ください。

そして、「租税条約」は「はい」を選択し、下にチェックを入れ、国は「日本」を選択、「特別な利率や条件」は「サービス」を選択し「条項段落」は「第7条1項」、「源泉徴収率」は「0%」、その下の項目は全てチェックを入れ、同じように入力し「次へ」をクリックします。

次に「書類のプレビュー」にチェックを入れ「次へ」をクリックし、「戸籍上の姓名」をアルファベットで入力し「はい」を選択し「次へ」をクリックします。

そして「米国内で行っているサービス」ですが、こちらは「いいえ」を選択し、その下にチェックを入れ、その下は「お支払いを受け取ったことはない新規」を選択し「次へ」をクリックします。

そして、「税金に関するレポート」の欄は「ペーパーレスを選択する」にチェックが入っていることを確認し、下の「同意する」にチェックを入れ「送信」をクリックします。

すると、確認書類を添付するフォームが表示されるので、「ドキュメントをアップロードする」をクリックすると、ファイルの選択画面が表示されるので、本人確認書類の画像ファイルを選択し「開く」をクリックし画像を添付します。

本人確認の書類は、あらかじめ裏表を写メなどで撮影し用意してください。

そして最後に「書類を送信」をクリックし「OK」をクリックすると、このように「審査中」と表示されれば登録は完了です。
24時間ほどすると、Googleから審査完了のメールが届きますので、これで手続きは完了です。

ただし、今回紹介した手順は、あくまでも1例で、人によっては内

容が異なる場合がありますので、その場合は、状況に合わせた内容で登録するようにしてください。

以上が、アドセンスアカウントへの税務情報の登録についての解説でしたが、いかがだったでしょうか？

もし、今回の税務情報の登録をおこなってしまうと、莫大な税金を支払うことになりますので、ぜひ参考にしてください。

というわけで、今回は以上になります。

最後までご視聴いただき、ありがとうございました。